

2026 年度 5 月度静岡県立静岡がんセンター 探索研究倫理審査委員会議事要旨

日時 2026 年 5 月 11 日（月） 17 時 00 分～18 時 40 分

場所：静岡がんセンター管理棟 4F カンファレンス 5

出席者：

委員：石田 裕二、鋤持 広知、加藤 生真、川田 登、川村 温子、北村 有子、畠山 慶一、
松田 純、森下 直貴、有賀 貴穂、久保田 美智子
事務局：川北 周吾、浅田 岳人、桧山 正顕
オブザーバー：生山 笑

議事

（１）研究変更の審議

【変更案件】

①家族性膵癌登録制度の確立と日本国内の家族性膵癌家系における膵癌発生頻度の検討

管理番号：T27-52-2026-1

申請者：松林 宏行 静岡がんセンター遺伝カウンセリング室室長

適用：人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針

結果：修正の上承認

指示：

- ・研究計画書中の「個人情報の保護」の項で、個人情報保護法に関する記載がないため、いつの時点からの法律に対応して実施しているのか、過去の経緯について情報を整理し、対応できていないのであれば、研究代表者へ照会いただき、対応いただくよう依頼すること。
- ・研究計画書中の「研究資金」に記載されている資金源について、長期にわたって研究期間が延長されるため、継続して提供されるのか、について研究代表者へ確認すること。

②膵腺房細胞癌の実態調査 多施設共同研究

管理番号：T2022-3-2026-1

申請者：杉浦 禎一 静岡がんセンター肝・胆・膵外科部長

適用：人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針

結果：保留

理由・指示：

- ・現状の研究計画書の記載ではバーチャルスライドの運用に関して読み取れないので、現状の研究計画書に準じて未染プレパラートを送付するのか、バーチャルスライドを使用するのか明確にすること。バーチャルスライドを使用する場合は、使用できるような研究計画書となるよう主任施設に改訂を依頼すること。現状の研究計画書の下ではバーチャルスライドの使用は認められないため、再審査とする。
- ・変更対比表に病理標本を用いた追加研究に関する記載が一切ないため追記すること。
- ・臨床研究申請書中の「研究者氏名」欄に、病理診断科の医師を追加すること。
- ・臨床研究申請書中の「個人情報の取扱い：提供する試料・情報」欄に、バーチャルスライドに関する記載がないため、追記すること。

- ③抗凝固薬服用者に対する胃内視鏡的粘膜下層剥離術後出血のリスク評価と抗血栓薬内服者に対する消化器内視鏡診療ガイドライン追補版の妥当性評価：多施設共同観察研究

管理番号：T2022-58-2026-1

申請者：川田 登 静岡がんセンター内視鏡科（上部消化管）部長

適用：人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針

結果：修正の上承認

指示：

- ・変更点一覧表中の誤記修正。

【保留再審査案件】

- ①HPV ワクチン接種プログラムによる HPV 型別予防効果のモニタリングとワクチン抗体価の評価に関する疫学研究

管理番号：T2019-76-2026-1

申請者：角 暢浩 静岡がんセンター婦人科医長

適用：人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針

結果：保留

理由・指示：

- ・死亡例調査について、どのような経緯でオプトアウト文書が不要である旨申請者が回答したか、または本委員会が解釈を誤って指摘をしてしまった可能性もあり、2023 年の変更申請の審議の際の議事録を確認すること、及び研究計画書中の「死亡例調査」の項で「各施設において院内掲示もしくはホームページ掲載等により研究の実施について情報を公開する」旨記載されており、それについて本委員会で承認しているため、院内の本研究に対する掲示の状況も確認した上で、今後の対応を検討する必要があるため、再審査とする。

（２）研究実施の審議

【新規案件】

- ①転移性脊椎腫瘍患者における治療および支持療法の実施状況と身体機能の推移：症例集積研究

管理番号：T2026-3-2026-1

申請者：尾瀬 翔 静岡がんセンターリハビリテーション室主任

適用：人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針

結果：修正の上承認

指示：

- ・臨床研究申請書中の「個人情報の取扱い」の「他施設から試料・情報を受け取る」及び「他施設に試料・情報を提供する」はいずれも「該当しない」とすること。
- ・臨床研究申請書中の「知的財産権の帰属」欄について、帰属先を主任施設に確認し、修正の必要がある場合は適切に修正すること。
- ・研究計画書中の「研究期間」の項の「対象期間」及び「観察期間」を正しく修正すること。
- ・研究計画書中に、知的財産権の帰属について、主任施設に確認の上明記すること。
- ・症例報告書中の収集項目が研究計画書の記載と齟齬がないよう、かつ内容が分かりやすくなるよう整備すること。
- ・本研究にて前向き観察研究のデータを使用することについて、別途オプトアウト文書を作成するか、本研究の院内掲示文書に「前向き観察研究のデータを使用する」旨明記するか、いずれかとすること。
- ・その他、研究計画書中の誤記修正、記載整備。

(3) 迅速審査の結果	10 件
(4) 臨床研究の終了・中止の報告	2 件
	以 上